学童保育所利用に関する同意書

下記の内容をご確認のうえ、ご理解いただけましたら「確認欄」にチェックし「保護者署名」欄にご署名ください。

同意事項	確認欄
就学前在籍施設から児童に関する情報を収集すること及び運営業務受託者に対して児童に関する情報を提供することがあります。	
延長保育については、登所時間が午前8時より少しでも早まる日がある場合は、延長した時間や回数、申請の有無に関わらず、延長保育料 (月額)がかかります。また、申請をしていて実際には利用がなかった場合についても、延長保育料は負担していただきます。8時前に登所してしまい外で待っているような場合、児童の安全を確保するため、施設内に入れて登所したこととさせていただきます。	
入所許可期間は入所を許可された日(原則毎月1日入所)から、最長でその年度の3月31日までとなります。翌年度4月以降も入所を希望される場合は、新たに申請が必要となります。	
入所資格のある児童が定員を超過した場合は、入所選考基準により、低学年(1年生から3年生)の点数の高い児童から入所調整を行い、 定員に余裕がある場合は高学年(4年生から6年生)の入所調整を行います。 入所調整は、入所希望月における申込内容、状況(保育を必要とする事由、住所、家族、勤務形態等)によって行います。入所決定後であっても、入所開始までの間に変更が生じた場合は、必ずお申し出ください。申込内容が事実と異なる場合、入所決定を取り消すことがあります。	
電話等により、申込内容や提出書類、ご家庭の状況、就労実態等を調査する場合があります。 また、就労証明書や就労状況について、職場に調査することがあります。	
家庭での保育可能、住所変更等の理由により退所される場合は、学童保育所への連絡と併せて、あらかじめ【指定様式】白井市学童保育所退 所届出書を保育課又は学童保育所に必ず提出してください。また、入所前に入所の意思がなくなった場合は、必ず保育課に連絡のうえ、【指定様 式】学童保育所入所許可申請取下書をご提出ください。	
入所要件に該当しなくなった場合は「求職活動」扱いとなります。求職活動での入所可能期間は2か月間となります。2か月以内に就労を開始し、 【指定様式】白井市学童保育所入所申請事項変更届出書及び就労証明書を提出ください。就労開始・就労証明書の提出がされない場合、退 所となります。	
学童保育料は原則、1か月単位です。学童保育所をお休みした場合などにより保育料が変わることはありません。但し、月の途中(15日付け)で 退所した場合は半月分の納付となります。	
発達支援のための情報について、関係機関等と共有することがあります。	
学童保育料の課税状況による減免の可否については父母の市民税所得割額を基本として決定しますが、保護者の他に同居する祖父母等がいる場合は、祖父母等の市民税所得割額で決定する場合があります。	
学童保育料は、原則、口座引き落としとなるため、入所決定後にお渡しする「預金口座振替依頼書」に速やかにご記入のうえ、口座振替指定金融機関にご提出(お申し込み)ください。但し、ゆうちょ銀行をご利用の場合は、上記「預金口座振替依頼書」ではなく、ゆうちょ銀行で用意されている専用用紙をご使用ください。※おやつ代等の学童保育所で徴収している費用については別途口座振替手続きが必要です。	
児童の登所及び降所については、原則的に保護者が責任をもって送迎を行ってください。保護者による送迎が難しい場合や、学童保育所に登所してから、習い事等へ児童だけで行く場合又は定期的に休む曜日がある場合は、必ず「登所(降所)及び休所に関する届出書」を各学童保育所に提出してください。	
以下の事項にあてはまる場合、入所を制限する場合があります。 ①入所を希望する児童が、日常的に医療行為が必要であるなど、学童保育所における集団保育が困難であると認められるとき。 ②入所を希望する児童が感染性の疾患を有するとき。 ③入所を希望する児童の数が定員を超えたとき。 ④学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。	
以下の事項にあてはまる場合、入所を取り消す場合があります。 ①入所要件を欠くに至ったとき。 ②偽りその他不正な手段により、入所の許可を受けないとき。 ③正当な理由がなく保育料を納付しないとき。 ④お迎え遅れが多く、注意喚起しても改善されないとき。 ⑤学童保育所の管理運営上、支障があると認めるとき。	
学童保育料の滞納があった場合、督促状が交付されます。督促に対して期限までに納付がない場合には、児童手当からの徴収・保育料分納手 続きをしていただきます。納付や連絡がない場合、入所許可の取り消しや、児童本人並びにきょうだいの翌年度の入所をお断りする場合があります。	

上記の同意事項に同意し、順守します。

令和 年 月 日

保護者署名